

今回は固定資産税3年間ゼロへ 「生産性向上特別措置法」

従来の「経営力向上設備」では固定資産税は3年間50%減免でしたが、これの特例措置として100%減免する「生産性向上特別措置法」が6月6日に施行されました。

1 新しい制度の目的

今回の制度は、「2020年までを生産性革命・集中投資期間」と位置づけてその支援を行うものです。目的としては、

- (1) プロジェクト型サンドボックス(特区内での規制撤廃)
- (2) データの共有・連携のためのIoT投資に対する減税
- (3) 中小企業が生産性向上のための設備投資の促進の3点があります。

一般的に利用可能なのは(3)の設備投資です。適用のためには「先端設備等導入計画」を作成・提出することが必要になります。



2 従来の制度との違い

従来の制度と今回の制度は、来年3月まで選択適用できます。

制度	従来：経営力向上計画	今回：先端設備等導入計画
適用期間	H29.4.1～H31.3.31	H30.6.6～H33.3.31
対象となる法人	資本金額1億円以下の法人(大企業の子会社除く)、従業員数1000人以下の個人事業主	
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上の下記設備 機械装置(160万円以上/10年以内販売開始) 測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) 器具備品(30万円以上/6年以内) 建物附属設備(60万円以上/14年以内)	
工業会の証明書	必須	必須(様式が変更された)
計画書様式	A4で3枚程度	同左(内容もほぼ同じ)
計画提出先	国(経済産業局など)	市町村(山形県は全市町村が対応予定)
計画書提出手続き(1)	会社単独で作成・提出可能	経営革新等支援機構(弊事務所も該当します)の事前確認が必要
生産性向上の目標	労働生産性 年平均1%以上など(未達成の罰則なし)	労働生産性年平均3%以上向上(未達成の罰則なし)
計画書提出手続き(2)	計画書提出が先で設備取得はその後の順番が原則だが、取得後60日以内の提出でも可	原則に対する例外は認められない(工業会の証明書のみ設備取得後でも可)
固定資産税の減免	3年間50%減免	3年間100%減免

計画書作成、工業会の証明書 ⇒ 事前確認 ⇒ 市町村提出 ⇒ 設備取得の順番になりますので、取得前の計画・準備を早めに行う必要があります。参考サイトは下記の通りです。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

3 留意点

仮に1千万円の機械装置(耐用年数10年とする)を10月に取得したとすると、固定資産税の減免額(100%)は3年間で約32万円、5千万円の機械装置だと約162万円になります。認定申請にかかる手間やコストと減税額を比較し、従来の制度(H31.3.31まで選択可)も含めて適用を検討したいところです。

@ 6月の予定

- 6/11 ・ 5月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 7/2 ・ 4月決算法人の確定申告
- ・ 1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

